

社会保険 ふくひ

2015年
7月号



福武線沿線を行く

画/松宮 実

(株)松宮設計事務所 所長。建築設計の仕事の傍ら、福井新聞文化センター等でスケッチ教室の講師を務める。

〈福井駅前〉

福井鉄道福武線の始発駅。JR福井駅の駅前大通りからは一本外れた、繁華街の中にあります。福武線はここから木田四ツ辻駅を過ぎたあたりまでは路面電車の区間が続きます。

職場内で回覧しましょう

施設利用補助券

申込受付開始!

社会保険協会では、被保険者とその家族の健康づくりに役立てていただくため、
 いろいろな施設の利用補助を行っています。
 ご家族、会社の皆様とお気軽にご利用ください。

けんこうの湯(夏季)

- ★ 期間 / 平成27年7月18日(土)～8月31日(月)
- ★ 場所 / ①三国温泉 「ゆあぼーと」(坂井市)
 ②鷹巣温泉 「鷹巣荘」(福井市)
 ③越前温泉露天風呂 「漁火」(越前町)
 ④越前温泉露天風呂 「日本海」(越前町)
 ⑤河野シーサイド温泉 「ゆうばえ」(南越前町)
 ⑥敦賀さらめき温泉 「リラ・ポート」(敦賀市)
 ⑦御食国若狭おばま 「濱の湯」(小浜市)

鷹巣温泉が
増えました!

- ★ 利用券発行予定枚数 / 5,000枚
- ★ 補助額 / 入浴料の一部(500円)を補助



海の家

- ★ 期間 / 平成27年7月18日(土)～8月31日(月)で
海の家開設日
※期間中であっても、場所によっては閉鎖されることも
あります。
- ★ 場所 / ◆三国サンセットビーチ(浜茶屋組合加盟の浜茶屋)
◆鷹巣海水浴場の全浜茶屋
◆敦賀松原海水浴場の全浜茶屋
- ★ 利用券発行予定枚数 / 5,000枚
- ★ 補助額 / 利用料の一部(500円)を補助



「けんこうの湯(夏季)」 「海の家」の 利用券申込方法

郵便でお申し込みください!

(7月1日の消印から受け付けます)

★6月中の消印や返信用封筒(切手貼付・宛先記入)がない
 場合は無効とさせていただきますのでご了承ください。

1 申込書

下記様式で申込書を作成してください。

福井県社会保険協会のホームページからもダウンロードできます。

「けんこうの湯(夏季)」・「海の家」利用申込書			
事業所名			
事業所所在地	〒		
事業所記号・番号	(記入例…01 アイウ)		
担当者	TEL	Ⓔ	
希望枚数	けんこうの湯	枚	合計 枚
	海の家	枚	

事業所規模(被保険者数)に応じて下表を上限として発行します。

● 上限枚数 (「けんこうの湯(夏季)」 「海の家」それぞれの上限枚数)

被保険者数	上限枚数	被保険者数	上限枚数	被保険者数	上限枚数
5人未満	3枚	30人未満	15枚	100人未満	40枚
10人未満	8枚	50人未満	25枚	300人未満	50枚
20人未満	10枚	70人未満	35枚	300人以上	80枚

2 返信用封筒

宛先を記入し、
返信用切手を貼ってください。

● 返信用切手料金

枚数	切手料金	枚数	切手料金
20枚まで	82円	110枚まで	140円
40枚まで	92円	160枚まで	205円

※返信用封筒は定形(長形3号120×235mm)をご利用ください。

ご注意

- 事業所ごとに希望枚数を取りまとめ、1回でお申し込みください。
- 先着順に発行し、予定枚数がなくなり次第終了となります。
- 各利用券とも期間中1人1回限りの利用とします。
- 平成27年度の協会費が未納の事業所は利用できません。

お申し込み・お問い合わせ先

◆(一財)福井県社会保険協会 <http://www.fukui-shahokyo.jp/>

〒910-0831 福井市若菜町508番地福井県鉄工会館2階 ☎0776(53)8016

年金額改定通知書

年金振込通知書

を送付しています



- 『年金額改定通知書』『年金振込通知書』は、金融機関等の口座振込で年金のお受け取りをされている年金受給者の方に対して、毎年6月に1年分の年金支払額等をまとめてお知らせするものです。
- 「年金支払額」等の金額に変更があった場合等には、その都度、当月および次回以降の「年金支払額」等を記載した通知書を送付しています。
- 6月上旬から順次発送しております。
その後、支払額に変更があった場合は、改めて振込通知書を送付します。

▼「年金額改定通知書」「年金振込通知書」の様式

<p>① 厚生年金保険 年金額改定通知書 (この通知書は、年金額を証するものですので大切に保管してください。)</p> <p>年金の種類 年金</p> <p>年金証書の基礎年金番号・年金コード</p> <p>受給権者氏名</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>基本額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>支給停止額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>年金額(年額)</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> <p>平成27年4月分から上記のとおり年金額が改定されましたのでお知らせします。 なお、改定された金額は、平成27年6月(4、5月分)からのお支払いとなります。</p> <p style="text-align: right;">平成 27 年 6 月 6 日</p> <p style="text-align: right;">厚生労働大臣 印影</p> <p style="font-size: small;">(改訂内容に関しては、裏面①をお読みください。)</p>	基本額	円	支給停止額	円	年金額(年額)	円	<p>② 年金振込通知書</p> <p>以下の金額がご指定の金融機関の預貯金口座に振り込まれます。 なお、お支払いは平成 年 月から平成 年 月までの各偶数月に行われます。(裏面②の支払予定日をご参照ください。)</p> <p>年金の種類 年金</p> <p>年金証書の基礎年金番号・年金コード</p> <p>年金受給権者氏名</p> <p>振込先</p> <p>「年金支払額」及び「年金から特別徴収する保険料等」等の金額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>年金支払額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>介護保険料額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>所得税額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>個人住民税額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>控除後振込額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※年金から特別徴収する保険料等とは、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料(税)及び個人住民税となります。</p> <p style="text-align: right;">平成 27 年 6 月 6 日</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長 印影</p>	年金支払額	円	介護保険料額	円	所得税額	円	個人住民税額	円	控除後振込額	円
基本額	円																
支給停止額	円																
年金額(年額)	円																
年金支払額	円																
介護保険料額	円																
所得税額	円																
個人住民税額	円																
控除後振込額	円																



よくある質問

年金額は変動すると聞きましたが…

公的年金は毎年度、物価や賃金の変動に合わせて改定されます。
平成27年度の年金額の改定に用いる「名目手取り賃金変動率」は+2.3%となりますが、給付と負担の変動に応じて自動的に給付水準を調整する「マクロ経済スライド*1」が初めて適用され、スライド調整率は▲0.9%となります。なお、年金額が本来水準より高くなっている特例水準*2を解消するため、平成27年4月以降は▲0.5%となっています。この結果、平成27年度の年金額は26年度の特例水準と比べて0.9%の引き上げとなりました。

※1 マクロ経済スライド：年金額は物価や賃金の変動を基礎としていますが、現役人口の減少(現役全体でみた保険料負担力の低下)や平均寿命の伸び(受給者全体でみた給付費の増大)などマクロ(巨視的)でみた給付と負担の変動に応じて、その負担の範囲内で給付水準を自動的に調整する仕組みのことです。

※2 特例水準：平成12～14年度にマイナススライドするはずのところを特例措置により公的年金額を据え置いたため、年金水準が本来より高くなっていました。これを本来水準まで段階的に引き下げることになっています。

今年届いた年金振込通知書には、振込月の表示が来年4月までになっていませんが、なぜですか。

年(6月～翌年4月)の途中で65歳に到達する場合や、加給年金額の対象者となっている配偶者が65歳に到達する場合、定額部分の支給が開始される場合などにより、あらかじめ年金の改定が予定されている方には、それまでの期間を通知しています。

年金額改定通知書・年金振込通知書は、年金支払月に必ず送付されますか。

6月に定期振込通知書(年1回の通知)を送付した後に振込額や振込口座に変更がなければ、翌年の6月まで振込通知書は送付されません。(振込通知書が送付されない月でも年金は支払われます。)
※公的年金担保融資をご利用されている方には、年金振込通知書は送付されません。

●お問い合わせは **ねんきんダイヤル 0570(05)1165**

賞与を支払ったら… 5日以内に

「賞与支払届」と「賞与支払届総括表」を提出してください

賞与(ボーナス等)を支払った場合は、支払った日から5日以内に「被保険者賞与支払届」および「被保険者賞与支払届総括表」を提出してください。

なお、届出された「賞与」は将来の年金に反映されます。

★記入もれ等により内容が不明瞭な場合は、届書を返します。

★届出がないときは、支払予定月の翌々月に、催告状を送付します。

1 賞与支払届

賞与支払予定月の前月に、被保険者情報を印字した届出用紙を事業所あてに送付します。

この届出用紙に被保険者ごとの支給額を記入して作成してください。

2 賞与支払届総括表

賞与支払届を提出する際は、あわせて賞与支払届総括表も提出してください。

★支払予定月に賞与の支払いがなかった場合でも、賞与支払届総括表による届出は必要ですので、提出をお願いします。

▼ 賞与支払届

⑤は②と③の合計(千円未満切捨て)

記入もれが多いのでご注意ください。

④賞与支払年月日
⑤賞与額(千円未満切捨て)
②通貨によるものの額
③現物によるものの額
の欄を必ずご記入ください。

▼ 賞与支払届総括表

賞与支払届⑤欄の総計をご記入ください

③賞与支払年月
④支給/不支給
①賞与を支給した被保険者数
②賞与支給総額
の欄を必ずご記入ください。

賞与とは

賞与の対象となるもの

- ◆ 賞与(役員賞与も含む)・ボーナス・期末手当・決算手当・年末手当・夏(冬)期手当・越年手当・年末一時金・繁忙手当・勤勉手当など賞与と同一性質を有すると認められるもので、年間を通じて支給回数が3回以下のもの
- ◆ 寒冷地手当など年間を通じて支給回数が3回以下のもの
- ◆ 上記のうち通貨で支給されるもののほか、自社製品など現物で支給されるもの

賞与の対象とならないもの

- ◆ 左記の賞与等で年間を通じて4回以上支給されるもの(標準報酬月額の対象になります。)
- ◆ 恩恵的に支給される結婚祝金・病見舞金・災害見舞金など
- ◆ 出張旅費・退職金・解雇予告手当・年金・恩給・株主配当金・健康保険の傷病手当金など

賞与にかかる保険料の計算方法

個人ごとに支払った賞与の金額の1,000円未満を切り捨て、「標準賞与額」を算出してください。
この標準賞与額に保険料率を掛けて、個人ごとの保険料を計算してください。

1 標準賞与額の算出

賞与の支給額が600,780円の場合、1,000円未満を切り捨ててください。

600,780円 → 600,000円が標準賞与額となります。

↳ 切捨て

2 保険料の計算

【例】 標準賞与額 × 保険料率 = 保険料

〈健康保険料〉 600,000円 × $\frac{9.93}{100}$ = 59,580円

〈厚生年金保険料〉 600,000円 × $\frac{17.474}{100}$ = 104,844円

〈児童手当拠出金〉 600,000円 × $\frac{0.15}{100}$ = 900円



3 保険料率等

	保険料率	標準賞与額の上限	保険料の負担
健康保険	9.93% 40歳から64歳の方は11.51%(注)	540万円 (4月1日から3月31日までの間)	事業主と被保険者が折半
厚生年金保険	17.474%	150万円	事業主と被保険者が折半
児童手当拠出金	0.15%	150万円	全額事業主負担

(注) 40歳から64歳の方は、介護保険料(1.58%)を健康保険料に上乘せとなります。

お忘れなく

算定基礎届の提出期限は7月10日です

算定基礎届は、標準報酬月額と実際に被保険者が受けた報酬(給与)に大きな差が生じないように毎年見直しを行う届出です。事業主の方は7月10日(金)までに全被保険者の報酬を年金事務所へ届けていただくことになっています。

(社会保険ふくい6月号参照)

今月号では、「現物支給がある場合の算定方法」についてご紹介いたしますので、参考にしてください。

	支払基礎日数	基本給	諸手当	夕食	合計
4月	31日	215,000円	12,000円	7,200円	234,200円
5月	30日	215,000円	12,500円	7,200円	234,700円
6月	31日	215,000円	13,500円	7,200円	235,700円
総計					704,600円

全額が会社負担の夕食が支給された場合で、標準価額が1ヵ月当たり7,200円のときの例です。

現物支給がある場合

労働の対償として食事や住宅など現物で支給するものがある場合は、都道府県ごとに定められた標準価額により、通貨に換算します。

① 被保険者の氏名	② 生年月日	③ 種別	④ 従前の標準報酬月額	⑤ 従前の改定月・原因
福井年夫	5-530523	2	220千円	H26年9月11日
④ 標準報酬月額	⑤ 標準報酬月額	⑥ 標準報酬月額	⑦ 標準報酬月額	⑧ 標準報酬月額
4月31日	227,000円	7,200円	234,200円	704,600円
5月30日	227,500円	7,200円	234,700円	234,866円
6月31日	228,500円	7,200円	235,700円	

※現物給与の標準価額(福井県)(単位:円)

報酬月額 704,600円 ÷ 3 = 234,866円(円未満は切捨て)

標準報酬月額 240千円

食 事					住 宅	その他の報酬等	適用年月日
1月当たり	1日当たり	1日当たり(朝食のみ)	1日当たり(昼食のみ)	1日当たり(夕食のみ)	1月当たり(畳1畳につき)		
18,900	630	160	220	250	990	時価	H27.4.1

※本社および支店等を合わせて1つの適用事業所としている場合は、本社が所在する都道府県の価額ではなく、その方が常時勤務している支店等が所在する都道府県の価額が適用されます。

●お問い合わせ先

各年金事務所「厚生年金適用調査課」 福井0776(23)4512 武生0778(23)1123 敦賀0770(23)9901(厚生年金適用徴収課)

事業主・加入者の皆様へ

被扶養者資格の再確認を実施します

期限までにご提出ください!!

協会けんぽでは、保険料負担の抑制のため、医療費及び高齢者医療制度への支援金等の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、被扶養者の資格を定期的に再確認しています。

事業主の皆様宛に5月下旬より順次送付しております「健康保険被扶養者状況リスト」が届きましたら、被扶養者資格をご確認のうえ、協会けんぽへご提出いただきますようお願いいたします。

再確認の対象となる方

平成27年5月15日現在の協会けんぽの被扶養者の方 ただし、下記に該当する方は対象外です。

- 平成27年4月1日において18歳未満の被扶養者
- 平成27年4月1日以降に被扶養者の認定を受けた被扶養者

※上記に該当する方についても、氏名等がプリントされていますが、再確認の必要はありません。(備考欄に「確認不要」と表示しています。)

確認方法

事業主様より被保険者の皆様に対して、文書または口頭により、健康保険の被扶養者としての要件を満たしているかをご確認いただき、被扶養者状況リストに確認結果をご記入ください。

(ただし、所得税法上の控除対象配偶者または扶養親族であることが確認できる場合は、文書または口頭による確認は省略して差し支えありません。)

提出期限

平成27年7月31日(金)

※被扶養者資格の再確認が終わりましたら速やかにご提出ください。

提出いただくもの (必ずご確認ください)

再確認の結果に応じて、ご提出いただくものは次のとおりです。

※ご提出には専用の返信用封筒をご使用ください。



- 被扶養者全員(確認不要被扶養者は除く)が「変更なし」または「届出済」となった方

被扶養者状況リストのみを提出

- 被扶養者状況リストに、「削除となる」となった被扶養者がある方
- 被扶養者状況リストの他、削除となる方の被扶養者調書兼異動届と被保険者証をあわせて提出

被扶養者調書兼異動届 (正・副ともに)

削除となる方の被保険者証

パンチもしくはハサミを入れる

※高齢受給者証や特定疾病療養受療証等がある場合は、被保険者証とあわせて提出してください。

健康保険が使えない場合もある？



接骨院・整骨院のかかり方

接骨院・整骨院(柔道整復師)にかかる場合、協会けんぽから療養費としてその一部が支払われます。しかし、柔道整復師による施術には、健康保険が使える場合と、使えない場合があります。

健康保険が使える場合

ケガや原因のある痛み

- 日常生活やスポーツで、捻挫したり打ったりして、負傷したとき
- 日常生活やスポーツで、同じ動作の繰り返しや間違った動作によって、負傷したとき

※接骨院・整骨院で、骨折・脱臼・捻挫・挫傷(肉ばなれ)と判断されたとき(骨折・脱臼は応急処置を除き、医師の同意を得ることが必要です)

※急性、亜急性の骨・筋肉・関節のケガや痛みで、原因のはっきりしているとき

健康保険が使えない場合

病気や原因不明の痛み

- 日常生活での単なる肩こり、筋肉疲労、体調不良
- 慰安目的のあん摩・マッサージ代わりの利用
- 神経痛・リウマチ・ヘルニアなど慢性の病気
- スポーツなどの肉体疲労からの回復目的
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 工作中的のケガ(労働災害等の適用)
- 病院や診療所などで、同じ負傷を治療されている場合

★ご注意ください

以上の場合に、「健康保険が使える」と説明を受けて接骨院・整骨院を受診されても、その治療費は、全額または一部を自己負担していただくことがあります。その場合、後日接骨院・整骨院から請求される、もしくは協会けんぽから請求させていただくことになります。

接骨院・整骨院にかかるときは こんなことにご注意ください

◆負傷の原因を正しく伝えましょう

外傷性の負傷でない場合や、負傷原因が労働災害に該当する場合、または、通勤途上に負った負傷には健康保険は使えません。また、交通事故等による第三者行為に該当する場合は、協会けんぽへ連絡をしてください。

◆療養費支給申請書は内容をよく確認し、必ず自分で署名を

「療養費支給申請書」は、柔道整復師が本人に代わって治療費を協会けんぽに請求するために必要な書類です。委任欄に記入する場合は、傷病名・日数・金額をよく確認しましょう。白紙の用紙にサインしたり、印鑑を渡してしまうのは、間違いにつながる恐れがありますので注意してください。

◆必ず領収証をもらいましょう

金額などに相違があれば、協会けんぽまでご連絡ください。なお、領収証は、医療費控除を受ける際にも必要になりますので、大切に保管してください。

◆治療が長引く場合は一度医師の診断を

長期間治療を受けても快方に向かわない場合は、内科的要因も考えられますので、一度医師の診断を受けましょう。



協会けんぽから施術内容についてお尋ねすることがあります

柔道整復師の請求の中には、健康保険の対象とならない治療の請求や、不適切な請求も一部に見受けられますので、適正な支払いに調査が必要と判断される場合には、協会けんぽから電話または文書で、負傷原因、治療年月日、治療内容などを照会させていただくことがあります。そのため、受診の記録(負傷部位・治療日・治療内容など)や領収証を保管していただき、照会がありましたらご自身で回答書に記入されるようお願いいたします。

お問い合わせ先



全国健康保険協会 福井支部
協会けんぽ

協会けんぽ 福井支部



TEL0776(27)8302
業務グループ



ひじきときゅうりとミニトマトのごまポン酢漬け

●料理制作/料理制作/大島 菊枝(管理栄養士) スタイル/久保田 朋子

重症化するとさまざまな合併症を引き起こすだけでなく、高額な医療費がかかる「糖尿病」。そんな糖尿病の予防に効果的なレシピをご紹介します。

●材料(2人分)

- ひじき(乾燥).....5g 白ごま.....小さじ1/2
- きゅうり.....1本 ポン酢.....大さじ2
- ミニトマト.....4個

●作り方

- ひじきは水で戻してからお湯をかけ、水気をきる。きゅうりは塩(分量外)で板ずりして乱切りにする。ミニトマトは半分に切る。
- ひじきときゅうりをボウルに入れ、ポン酢を加えなじませる。
- ミニトマトを②のボウルに入れて和える。
- 器に盛り付け、ごまをふる。



ヘルシーポイント
ひじき・きゅうり・ミニトマトに含まれる食物繊維には、血糖値の上昇を抑える働きがあります。酢にも血糖値を下げる効果があるといわれています。

INFORMATION

●7月の年金事務所相談のご案内

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

- 8:30~17:15
- 8:30~19:00 (相談時間を延長)
- 9:30~16:00 (休日相談日)

●7月の出張相談所の受付日時

- 必ず受付時間内にご来場ください**
- 勝山市民会館 9日(木) 10:00~15:30
 - 坂井地域交流センター(いねす) 16日(木) 10:00~15:30
 - 大野商工会議所 23日(木) 10:00~15:30
 - 小浜市文化会館4階(小浜市役所横) 9日(木)、23日(木) 10:00~15:00

(注) 12:00~13:00は休憩時間とさせていただきます。

健康保険・厚生年金保険

保険料は納付期限までに納めましょう!

被保険者の皆様とご家族の医療費や公的年金の支払いは、皆様が毎月納めている健康保険料および厚生年金保険料を財源に、支えあって運営している制度です。

このため、保険料を納付期限までに納めていただくことが大切となります。

社会保険料の納入には便利で確実な「口座振替」をぜひご利用ください

毎月の保険料を、指定の金融機関の預金口座から振替で納めていただきますと、金融機関などの窓口に行く手間が省けるうえ、納付忘れもなく、大変便利です。

※詳しくは、年金事務所へお問い合わせください。

縦じて保管しましょう